

事業概要説明会

令和3年度産学連携推進事業費補助金 (地域の中核大学の産学融合拠点の整備)

令和3年12月13日

経済産業省 大学連携推進室

※本予算は令和3年度補正予算の成立が前提であり、今後内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料に掲載している内容は暫定版です。正式な公募要領は事務局から公表されます。

地域の中核大学の産学融合拠点の整備

令和3年度補正予算案額 59.0億円

事業の内容

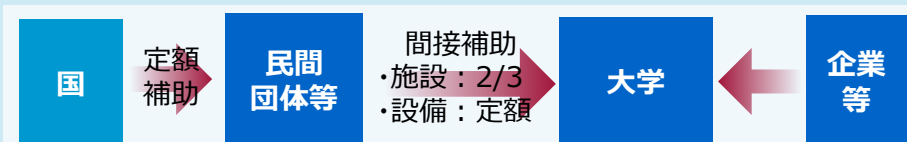
事業目的・概要

- 地域経済が、DXやCNの流れに対応しながら成長を続けるためには、地域企業が大学の強いシーズを充分に活用しながら連続的なイノベーションを起こしていくことが必要です。
- 地域の中核大学には強みを持つ最先端の研究分野が存在しているものの、大学の投資余力不足等によって、研究力の低下、産学連携機能の低下を引き起こし、研究の社会実装が十分に進んでいません。
- そのためには、産業界側としても、地域の中核大学の強みを選択と集中で育てていくことが重要であり、本事業は、強みを有する研究分野において、企業と大学等が連携した①共同実験施設、②インキュベーション施設、③オープンイノベーション推進施設等の整備を支援するものです。

成果目標

- 大学・国研等に対する企業の共同研究費などの投資額を3倍増（2014年度比）に寄与します。
- 各拠点事業モデルの社会実装（ベンチャー創出、事業化等）に寄与します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）企業との共同実験施設・設備等 整備事業

- 大学を、企業の投資を呼び込むための実証フィールドとして整備する際の費用を支援します。（例：キャンパス実証にかかる施設整備、安全確保・法令遵守等のための投資 等）
- 大学の強みのあるシーズを束ねることで、企業の共同研究投資が加速するよう、体制の整備を支援します。（例：共同研究施設等整備、個別の研究を束ねる情報基盤の構築 等）

（2）インキュベーション施設等 整備事業

- スタートアップ創出支援のためのインキュベーション施設等の整備を支援します。（例：イノベーション施設、試作ラボ等の整備 等）

（3）オープンイノベーション推進施設等 整備事業

- 大学が、地域の課題に対してアカデミアの知を供出し、ステークホルダー（地域の企業や行政）とともに解決していくための体制整備を支援します。（例：ワーキングスペース整備、地域の中核産業人材育成のための施設・設備整備 等）
- 首都圏から優れた専門人材等を誘致するための施設、企業人材や次世代を担う若手研究者等の交流を促進させる施設等の整備を支援します。（例：ワーケーション関連施設等の整備、産学共同人材育成施設等の整備 等）



1. 事業の目的

- 地域の中核大学等が強みや特色を有する研究分野において、企業やベンチャー、自治体等との連携を強化することによって、イノベーション創出や地域経済活性化を促進することを目的としています。

◆ イノベーション創出・地域経済活性化

- 地域経済が、デジタルトランスフォーメーション（DX）やカーボンニュートラル（CN）の流れに対応しながら成長を続けるためには、地域企業が大学等の保有する高い研究力を十分に活用しながら連続的なイノベーションを起こしていくことが必要です。
- 産業界と一体的に大学等の知を活用し、研究開発力を高めることで、事業化を加速し、日本の産業力の底上げに資することが期待されると共に、産業界の研究開発資金を積極的に大学等との産学連携等に投資することで、オープンイノベーションが促進されることも期待されています。

◆ J-Innovation HUB（地域オープンイノベーション拠点選抜制度）プラットフォーム型

- 経済産業省は、大学等を中心として、地域オープンイノベーション拠点の中で、企業ネットワークのハブとして活躍している拠点をJ-Innovation HUB 地域オープンイノベーション拠点選抜制度において「Jイノベ拠点」として選抜しています。
- 本事業は、地域の中核大学等が強みや特色を有する研究分野において、企業と大学等が連携しオープンイノベーションを推進するための産学融合機能を担う「Jイノベ拠点」の「プラットフォーム型」として選抜します。

2. 補助対象事業

- 補助対象は以下の3類型を想定しています。

(1) 企業との共同実験施設・設備等 整備事業

- 大学を、企業の投資を呼び込むための実証フィールドとして整備する際の費用を支援します。（例：キャンパス実証にかかる施設整備、安全確保・法令遵守等のための投資 等）
- 大学の強みのあるシーズを束ねることで、企業の共同研究投資が加速するよう、体制の整備を支援します。（例：共同研究施設等整備、個別の研究を束ねる情報基盤の構築 等）

(2) インキュベーション施設等 整備事業

- スタートアップ創出支援のためのインキュベーション施設等の整備を支援します。（例：イノキュベーション施設、試作ラボ等の整備 等）

(3) オープンイノベーション推進施設等 整備事業

- 大学が、地域の課題に対してアカデミアの知を供出し、ステークホルダー（地域の企業や行政）とともに解決していくための体制整備を支援します。（例：コワーキングスペース整備、地域の中核産業人材育成のための施設・設備整備 等）
- 首都圏から優れた専門人材等を誘致するための施設、企業人材や次世代を担う若手研究者等の交流を促進させる施設等の整備を支援します。（例：ワーケーション関連施設等の整備、産学共同人材育成施設等の整備 等）

3. 補助対象事業者

- 前項に掲げる施設・設備等の事業及び整備後の管理・運営等について責任を持って実施することができる以下の機関を想定しています。

(1) 国公立大学、高等専門学校

(2) 国公立大学が産学連携等の機能促進のために出資した外部化法人

- 国立大学法人は国立大学法人法第22条第1項第6号に規定された法人
- 公立大学法人は地方独立行政法人法第21条第2号に規定された法人

- 複数機関による共同提案は可能です。
- 本事業の主たる目的が地域活性化であることを踏まえ、提案機関（自治体と密な連携を取れるような場所にキャンパス等を有するなど、当該キャンパス等が拠点の中核的なサイト（実施場所）となる計画に対応できる機関に限る。）が立地する地域の自治体（都道府県、政令指定都市、市町村又は特別区）との共同提案を必須とします。

4. 補助率及び対象経費等

- 補助対象経費、補助率、上限額は以下の通りです。

(1) 調査設計費

- 建築計画に関する調査費及び設計費
- 補助率：2/3以内

(2) 工事費

- 施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の建築又は改修に要する経費（土地の取得造成費を除く）
- 補助率：2/3以内

(3) 研究開発設備費

- 研究開発に必要な機械装置の購入又は据え付け等に必要な経費
- 補助率：定額

5億円以内

10億円以内

- 原則として、撤去費（既存建物解体費、既存設備の撤去費）、外構工事費（外灯、門扉、フェンス、駐車場、植栽等。建物本体と一体的に整備する必要があるものを除く。）及び施設本体に直接関係のない工事は補助対象になりませんので、ご注意ください。
- (1) ~ (2) の提案は必須とし、(3) のみの提案は対象外になります。
- (3) の補助上限は、5億円以内もしくは(1)と(2)の申請額の合計のどちらか低い額になります。

6. 交付要件

- 補助事業を開始した後、施設・設備の工事が完了し補助金の交付を受ける段階（令和4年度末を想定）で補助事業者が満たすべき拠点毎の交付要件を設定いたします。
- 項目の進捗が順調でないと判断される場合は、審査委員会等において、他律的な要因の有無の確認を行った上で、当初の提案内容が履行されていない場合には、改善指示を発出することがあります。
- なお、改善指示に従わない等の適切な対応が取られていないと判断出来る場合は、補助金の支払いを行わないことがありますのでご注意ください。

（1）交付要件

- 入居予定率
- 連携企業数・規模
- 施設整備前の先行的な取組の実施
- 民間からの投資増に向けた大学等の機関内における関連制度の整備状況 等

7. スケジュール

- スケジュールは以下を予定しています。

12/13	事業概要説明会（本日）
1月上旬	事業公募（1月下旬〆切）
1月上旬	公募説明会
2月上旬	ヒアリング審査（※必要に応じて）
2月下旬	採択通知
3月上旬	事業開始

※事業実施期間は令和4年3月31日までとします。

ただし、本予算の明許繰越の登録はなされています。